

## 桜花の郷 ラ・フォーレ庄原 宿泊規約

### (適用範囲)

- 第1条 桜花の郷ラ・フォーレ庄原（以下「当館」という。）が庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例（令和3年11月22日条例第28号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定による利用の許可との間で締結する宿泊に関連する契約（以下「宿泊契約」という。）はこの規約に定めるところによるものとし、この規約に定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当館は、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができ、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当館にお申込みいただく場合は、次の事項を申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
  3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
  4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この規約によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する指定暴力団(以下「暴力団」という。)、指定暴力団員等(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 条例第8条の規定する場合に該当するとき。

#### (宿泊者の契約解除権)

第6条 宿泊者は、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 条例第8条の規定する場合に該当するとき。
  - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、年齢、職業及び行先地の記載
  - (2) 日本国内に住所を持たない外国人の方は、国籍・旅券番号の記載およびパスポートの提示と写しの提出
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### (客室の使用時間)

第9条 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、原則として利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までとします。

2. 宿泊者は、前項に定める使用時間を超えて客室の延長利用を希望する場合は、ご利用可能な場合に限り、有料でご利用いただくことができます。なお、利用終了日に延長利用される場合は、午前10時までに精算をお済ませいただきます。
- ・超過2時間までは、1室2,200円

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当館内において、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) 門限 午後10時
  - (2) フロントサービス 午前6時30分～午後10時
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合に

は、適宜の方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国の通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受ける場合があります。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約上の義務の不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館の責に帰すべき事由により、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合は客室の提供ができなくなった日の宿泊料金はいただきません。

2. 当館は、前項の規定による他の宿泊施設のあっせんができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求め、宿泊者がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊者が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き 5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物等の保管)

第 16 条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携行品が当館に置き忘れられた

場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をとるとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携行品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### (駐車場の責任)

第17条 宿泊者が当館の駐車場をご利用になる場合、車両の鍵の寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### (宿泊者の責任)

第18条 宿泊者が自己の責に帰すべき理由により当館に滅失、損傷及び汚損等の損害を与えたときは、遅滞なくこれを原状に回復させ、又はその損害を賠償するものとします。

#### (身体障害者補助犬の取扱い)

第17条 盲導犬、介助犬及び聴導犬（以下「補助犬」という）を使用する宿泊者は、次に掲げる事項を了承の上、当館をご利用いただきます。

- (1) 入館の際に、必要に応じてIDカードの提示を求める場合があります。
- (2) 館内に損傷を与える恐れがあると認められる場合、又は他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合においては、立ち入りを控えていただく場合があります。
- (3) 補助犬により当館に損傷及び汚損等の損害が発生した場合は、前条に準じるものとします。
- (4) 身体障害者補助犬法第12条、第13条及び第22条に定められた規定を遵守していただきます。

別表第1 宿泊料金の内訳

宿泊客が支払うべき総額	内訳	
	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料）
	追加料金	② 飲食料その他利用料金 （①に含まれるものを除く）
	税金	③ 消費税（地方消費税を含む） ④ 入湯税（中学生以上）

別表第2 違約金

区分	不泊	当日	前日	7日前
9人まで	100%	100%	30%	0%
10人～49人	100%	100%	50%	30%
50人以上	100%	100%	80%	50%

（注）％は、契約が成立した宿泊料金（料理等を含む）に対する違約金の比率です。